で作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定、二千六年二月二十七日にブリュッセルで作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定、千九百九十七年九月五日にウィーンで作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約並びに二千二十六年一月二十日に署名された使用済燃料の再処理に関する使用済燃料再処理・廃炉推進機構とオラノ・リサイクルとの間の契約及び二千二十六年一月二十日に署名された使用済燃料の再処理に関する契約に関する使用済燃料再処理・廃炉推進機構、関西電力株式会社及びオラノ・リサイクルの間の三者間補足契約（以下「再処理契約」と総称する。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、再処理契約の対象となる使用済燃料のフランス共和国における再処理に関する両政府間で到達した次の了解並びにその了解が特にフランス環境法典第Ｌ５４２－２－１条の規定に留意して、両国が当事国である適用のある国際協定及びそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って両政府によって実施されることを日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

１　再処理契約の対象となる使用済燃料は、二千二十七年四月一日から二千三十二年三月三十一日までの間に日本国からフランス共和国に輸送されることが予定される。

２　再処理契約の対象となる使用済燃料は、二千二十八年一月一日から二千三十五年十二月三十一日までの間にフランス共和国において再処理されることが予定される。

３　再処理契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずるプルトニウム及びウランは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用される。

４　日本国政府は、再処理契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物が、フランス共和国の領域から日本国の領域に返還されることを確保する。前記の放射性廃棄物の日本国への返還の最終期日は、二千四十八年十二月三十一日までとする。

５　両政府は、必要に応じて、かつ、その権限の範囲内で、この書簡の規定の遵守を確保するために適当な措置（特に、再処理契約の履行のための認可、許可及び免許に関するもの）をとり、及び双方の事業者による再処理契約の履行を恣意的に妨げない。

６　両政府は、フランス共和国が加盟国である欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の原則であって、放射性廃棄物又は使用済燃料の安全なかつ責任ある処分についての最終的な責任は、放射性廃棄物又は使用済燃料の仕出国にあるとするものを尊重する。

７　両政府は、ユーラトムの加盟国としての地位からフランス共和国に生ずる義務を考慮して、この書簡の規定とユーラトムの法令の規定とが抵触する場合を含め、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても遅滞なく相互に協議する。

８　この書簡の規定は、再処理契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物の日本国への返還の完了の日又は両政府が必要に応じて外交上の経路を通じて書面によりこの書簡の規定の終了を相互に確認する日まで効力を有する。

９　この書簡の規定は、両政府間の書面による合意によりいつでも改正することができる。

本使は、前記の了解がフランス共和国政府により受諾し得るものである場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十五日にパリで

フランス共和国駐在
日本国特命全権大使　鈴木秀生

フランス共和国
経済・財務・産業・エネルギー・デジタル主権大臣付エネルギー担当大臣
モード・ブレジョン閣下

（フランス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、前記の了解がフランス共和国政府にとって受諾し得るものであることをフランス共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴使に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十五日にパリで

フランス共和国
経済・財務・産業・エネルギー・デジタル主権大臣付エネルギー担当大臣
モード・ブレジョン

フランス共和国駐在
日本国特命全権大使　鈴木秀生閣下

○外務省告示第百七十号

令和八年三月二十七日にテグシガルパで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

令和八年五月七日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ホンジュラス共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とホンジュラス共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

１　百二十八億六千五百万円（一二、八六五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、テグシガルパ上水道改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ホンジュラス共和国政府に供与されることとなる。

２(1)　借款は、ホンジュラス共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・五パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、〇・六五パーセントとする。

(d)　支出期間は、借款契約の効力発生の日の後九年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

３(1)　借款は、ホンジュラス共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

４　ホンジュラス共和国政府は、３(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

５　ホンジュラス共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

６　３(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してホンジュラス共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためホンジュラス共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

７　ホンジュラス共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してホンジュラス共和国において課される全ての財政課徴金及び租税